

令和8年度 高槻市児童福祉施設等指導監査実施方針

1 基本的な考え方

今日、児童福祉施設、地域型保育事業等（以下「施設等」という。）は、利用者本位のサービス提供が要請されるとともに、迅速な苦情解決や情報開示の推進など、サービスの質の向上と事業経営の自主性、自律性及び透明性の確保を図ることが強く求められている。

こうしたことから、施設等が市民のニーズに応え、質の高いサービスを提供できる拠点として積極的な役割を果たすとともに、健全な業務・財務運営の確保が図られるよう、指導監査を実施してきたところである。

本年度の指導監査においても児童福祉法等に基づく施設監査、子ども・子育て支援法に基づく指導監査（以下「確認監査」という）を行うこととする。

その実施に当たっては、関係法令及び国の通知等に基づき、施設等ごとの課題を的確に把握し、重点的・効率的な指導監査に努め、引き続き情報開示の取組、苦情解決への適切な対応、施設利用者等への支援状況を確認するなど、利用者の視点に立ち、不適切事項等については、その改善状況等の確認を徹底していくこととする。

また、本年度の指導監査においても感染症の感染拡大防止等に努め、必要に応じて実施方法等の見直しを行うものとする。

2 指導監査の実施方法について

（１）実施形態

指導監査は、原則実地指導監査の手法により実施することとする。

ただし、必要が生じた場合は、集合指導監査等状況に応じた方法にて実施できるものとする。

指導監査を行うにあたっては、「重点項目に絞り簡素化した短時間（３時間程度）の監査」を原則とし、感染拡大傾向にある施設等については意向を確認した上で監査の実施時期を調整するなど状況に応じて柔軟に対応することとする。

また、確認監査についても、原則実地指導の手法により実施することとし、実地指導の内容を保育幼稚園事業課と共有する。その結果、問題が生じた場合に、必要に応じて再度監査を実施する。

なお、前年度の監査において指摘等があった施設等については、これらの改善状況を確認するため監査時間を延長することがある。また、状況に応じて保健所等関係機関と同時に訪問する等施設等の負担軽減に努める。

（２）指導内容の客観性の確保

実施に当たっては、本市の社会福祉法人等指導監査要綱、関係法令、国の通知等に基づくほか、別途「指導監査基準」を策定及び公表し、これらに準拠した指導監査を実施することにより、指導内容の標準化を図り、公正性、公平性、不偏性を確保する

ものとする。

なお、施設等が自主点検を実施する際には、「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」、「指導監査基準」及び「確認監査基準」における指導監査事項を参考にするものとする。

（３）指導監査当日の留意事項

感染症対策等のため、以下の事項に従って実施する。

- ア 本市職員が発熱や体調不良の症状がみられる時は、指導監査の担当者としな
い。
- イ 指導監査の担当者は、指導監査の実施に当たっては状況に応じた感染予防策
を徹底する。また、できる限り所要時間の短縮に努めることとする。
- ウ 市又は施設が感染症等の対応のために必要があると認められる場合は、指導
監査の日時を原則変更する。

３ 指導監査の具体的取扱いについて

（１）実地指導監査の実施

保育所、保育所型認定こども園、地域型保育事業等に対しては、法令上の必要性から毎年度実地指導監査を実施することとし、幼保連携型認定こども園に対してもその事業内容を鑑み、これに準拠して原則同様の取扱いとする。

確認監査については、上記の施設等に加え、幼稚園、幼稚園型認定こども園も対象とし、実地指導監査の実施時期を勘案し、適宜実施する。

（２）懸案事項を抱える施設等に対する指導監査の実施

運営全般について重大な指導（指摘）を行った施設等については、問題の早期解決と適正な施設運営等を確保するために、重点的な実地指導監査を継続する。

（３）新設の施設等に対する初期指導の実施

新設の施設等に対しては、安定かつ適正な施設運営等を確保することに主眼を置き、施設等開所後の２年度間の監査実施期間を初期指導監査期間とし、業務指導を中心とした指導監査を実施し、必要があると認められる場合は継続的に指導する。

（４）府内自治体と相互に連携した指導監査の実施

大阪府及び府内自治体と共管する施設等については、平素から緊密な情報交換を図る等、連携を強化し、同時指導監査（併行監査）の実施に努める。

（５）利用者、保護者等及び業者からの聴取の実施

利用者の権利擁護が図られ、適切な支援が行われているかを確認するため必要があると認められる場合は利用者及び保護者等からも事情聴取を実施する。

また、不適正な会計処理が懸念される場合には、関係業者等からの事情聴取も実施する。

（６）随時指導監査の実施

運営等に問題が生じているおそれがあると認められる施設等については、その状況に応じた立入調査を実施する。

（７）特別監査等の実施

運営等に重大な問題を有する施設等については、一般監査のほか、特別監査及び確認制度に基づく監査を随時実施する。その実施に当たっては、「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」、「指導監査基準」及び「確認監査基準」に基づいて行うほか、当該問題の原因を把握するため、必要に応じて詳細な確認を行う。

（８）指導監査結果の通知及び改善状況の確認

指導監査を実施した結果は、文書にて施設等の事業主宛てに通知する。

実施結果において文書指摘事項とし、改善を求めたものについては、報告書や挙証資料の提出を求め改善状況を確認するほか、必要に応じて追加資料等の提出や施設等の事業主、施設長等からの説明を求めること等により、改善・是正措置の徹底を図るとともに、継続して是正又は改善を必要とする重要な事項については、立入調査を実施し、改善を促すものとする。

（９）指導監査結果等の公表

提供されるサービスの質の向上、市民の福祉サービスの選択に資すること及び健全な運営を促すことを目的に、施設等の概要や、実施した指導監査における文書指摘事項及びその改善状況を原則公表する。

なお、公表に当たり、初期指導監査期間にある施設等については、安定運営に至るまでの指導期間であることを踏まえ、対象としない。

また、新設又は既存の認可保育所等からの移行にかかわらず、２年度間は初期指導期間とし、監査結果については原則３年目の監査結果から公表を行うものとする。

（１０）地域型保育事業等について

保育所や認定こども園と同様に、指導監査を実施することとする。なお、地域型保育事業等に対する指導監査の詳細については別に定めるものとする。

４ 主な指導監査等事項について

本年度も対象項目を絞った簡素化した監査を実施する。

（１）施設等の運営の適正化の推進

会計管理の適正化

会計基準・経理規程等に基づく会計経理
契約関係の確認
委託費等の弾力運用及び会計処理（民間保育所のみ）
利用者負担の徴収（実費徴収・上乘せ徴収）

施設の運営管理体制の確立
各種規程の整備・運用
職員の健康管理
非常災害対策
ハラスメント（パワハラ、セクハラ、マタハラ、カスハラ）対策

（２）適切な利用者支援の確保

施設設備の実地確認
資質の及び専門性の向上のために
児童簿・指導要録等について
虐待・不適切な保育について
事故防止及び発生時の対応
食事内容
給食経費に係る書類
衛生管理の状況
運営状況の確認（調理室・調乳室の衛生管理）

（３）確認監査

「高槻市子ども・子育て支援法に基づく事業の運営に関する基準を定める条例」（令和３年１２月１６日、条例第４６号）及び「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成２６年４月３０日、内閣府令第３９号）に基づき、確認監査を実施する。

基本方針
内容及び手続の説明及び同意
子どもの心身の状況の把握
小学校等との連携
特定教育・保育施設との連携
特定教育・保育等の取扱方針
評価
緊急時等の対応
運営規程の確認
給付費関係

※過年度に指摘があった事項など必要に応じて上記以外の項目についても指導監査の対象とする。

附 則

- 1 この方針は、令和８年７月１６日から実施する。